

令和6年第2回東広島市議会臨時会

# 提 出 議 案 説 明 書

令和6年4月



目 次

承認案第54号	専決処分の承認について…………… 1 (財務部市民税課・資産税課)
承認案第55号	専決処分の承認について…………… 4 (財務部資産税課)
承認案第56号	専決処分の承認について…………… 6 (財務部資産税課)



## 承認案第54号

専決処分の承認について（東広島市税条例の一部改正）

（財務部市民税課・資産税課）

### 1 専決処分をした理由

地方税法等の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、東広島市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

### 2 専決処分の内容

#### (1) 改正の内容

##### ア 個人の市民税

(ア) 令和6年度分に限り、所得割の額から1万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、1万円に、これらの者1人につき1万円を加算した額）を控除することとする。（附則第7条の5、附則第7条の6、附則第7条の7、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3関係）

(イ) 令和7年度分に限り、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する者の所得割の額から1万円を控除することとする。（附則第7条の8関係）

##### イ 固定資産税

(ア) 条例において引用している地方税法等の条項を整理する。（附則第10条の2、附則第10条の3、附則第12条の2関係）

(イ) 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用でき

ることとする。（附則第10条の3関係）

(ウ) 自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域における地価が下落し、市長が土地の修正前の価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合に行う、修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を課税標準とする特例措置を、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税についても、引き続き講ずる。（附則第11条の2関係）

(エ) 土地に係る従前の固定資産税について講じた税負担の調整措置を、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税についても、引き続き講ずる。（附則第12条、附則第13条関係）

(オ) 賦課期日における宅地等の用途が前年度の賦課期日における宅地等の用途と異なる場合に従前から当該変更後の宅地等の用途であったものとみなして各年度の課税標準を算出する調整措置を、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税についても、引き続き講ずる。（附則第12条の2関係）

#### ウ 特別土地保有税

宅地等の税負担の調整措置の適用を受ける場合における従前の特別土地保有税に係る特例措置を、令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税についても、引き続き講ずる。（附則第15条関係）

#### (2) 施行期日等

##### ア 施行期日

令和6年4月1日

##### イ 経過措置

令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

#### 3 専決処分年月日

令和6年3月30日

(根拠法令)

## 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分の承認について（東広島市都市計画税条例の一部改正）

（財務部資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、東広島市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 改正の内容

ア 土地に係る従前の都市計画税について講じた税負担の調整措置を、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税についても、引き続き講ずる。（附則第 3 項、附則第 4 項、附則第 5 項、附則第 6 項、附則第 7 項、附則第 8 項関係）

イ 条例において引用している地方税法等の条項を整理する。（附則第 1 2 項、附則第 1 4 項関係）

ウ 賦課期日における宅地等の用途が前年度の賦課期日における宅地等の用途と異なる場合に従前から当該変更後の宅地等の用途であったものとみなして各年度の課税標準を算出する調整措置を、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税についても、引き続き講ずる。（附則第 1 4 項関係）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

イ 経過措置

令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 専決処分年月日

令和 6 年 3 月 3 0 日



(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 承認案第56号

専決処分の承認について（東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

（財務部資産税課）

### 1 専決処分をした理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

### 2 専決処分の内容

#### (1) 改正の内容

ア 固定資産税の課税免除の対象となる特別償却設備について、当該特別償却設備の取得等に係る期限を令和9年3月31日まで延長する。（第3条関係）

イ この条例の有効期限を令和9年3月31日まで延長する。（附則第2項関係）

#### (2) 施行期日

公布の日

### 3 専決処分年月日

令和6年3月30日

（根拠法令）

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合

合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。